

申請に対する処分

処分名	介護・訓練等給付費受給者証の再交付
根拠法令	障害者自立支援法施行令第16条 障害者自立支援法施行規則第23条
所管課	市民福祉部福祉政策課

1 審査基準

(1) 申請を行うことができる人

介護・訓練等給付費の支給決定を受け、受給者証の交付を受けた人

(2) 申請の方法

再交付申請書を提出する。

(3) 許認可等の要件

障害福祉サービス受給者証を破り、汚し、又は失った場合

2 標準処理時間

7日